

【第 25 回 1 級（コンテンツ専門業務）実技試験】

（はじめに）

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2016年5月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

Part I

問 1～問 2 に答えなさい。

問 1

2014年5月22日、「視聴覚的実演に関する北京条約（以下「北京条約」という）」が国会で承認された。映画製作会社X社のプロデューサー甲は、北京条約についてX社の法務部の部員乙と会話をしている。甲と乙の会話（1）～（3）について、（イ）内在する課題（問題点）があるかないか、（ロ）その理由を検討しなさい。

- （1） 甲 「北京条約では、実演家の権利について規定されていますね。」
乙 「はい。WIPO実演・レコード条約では認められていなかった実演家の人格権について、北京条約で初めて認められました。」
- （2） 甲 「北京条約では、実演家の権利についてはどのように採択されましたか。」
乙 「WIPO実演・レコード条約では、生の音楽の実演、レコードに録音された実演に限られていましたが、北京条約では、固定されていない実演についても実演家の財産的な権利が認められました。」
- （3） 甲 「実演家にはワンチャンス主義が適用される場合があります。北京条約との関係で、わが社が日本国内で製作するドラマに出演する実演家について、ワンチャンス主義の適用はどうなりますか。」
乙 「北京条約では、映像実演（視聴覚的実演）について実演家の権利を初めて全面的に規定したので、今後はワンチャンス主義の適用はなくなります。」

【第 25 回 1 級（コンテンツ専門業務）実技試験】

問 2

ベンチャー企業 X 社は、電子書籍事業を立ち上げることになったため、X 社の担当者甲は、電子書籍事業戦略として、電子書籍の販売を軸としたコンテンツのマルチ事業展開を企画した。そこで甲は、X 社の法務部担当者乙と、今後展開する事業プランについて企画書を見ながら協議している。甲と乙の会話（1）～（3）について、（イ）内在する課題（問題点）があるかないか、（ロ）その理由を検討しなさい。

- (1) 甲 「電子書籍事業では、単なる書籍販売だけでなく、動画や音声もコンテンツに加えたマルチ事業展開を考えています。」
- 乙 「電子書籍に著作権を設定できる対象は、文書と図画だけで、動画や音声は対象外です。権利者が異なる可能性もあるので注意してください。」
- (2) 甲 「電子書籍事業では、インターネットを通じて提供するだけでなく、動画や音楽などの演出を加えた DVD による販売もニーズがあるので、ラインナップに加えたいと考えています。」
- 乙 「電子書籍の著作権は、記録媒体やインターネット送信で著作物を独占的に公開できる権利なので、動画や音楽などの演出を加えた DVD の販売も行うことができます。」
- (3) 甲 「インターネット送信については、インターネット事業者の Y 社に任せたいと考えています。わが社が著作権者から著作権の設定を受けていれば、独断で Y 社に著作権を設定できますか。」
- 乙 「著作権は、著作権者でさえ複製や公衆送信が行えなくなる権利ですので、当然にわが社が独断で Y 社に著作権を設定することができます。」

【第 25 回 1 級（コンテンツ専門業務）実技試験】

Part II

外資系の映画会社X社（日本法人）に所属するプロデューサーTは、小説家知財太郎が創作した小説「秀才」を日本語で映画化する企画を立ち上げ、出版元である出版社Y社の編集担当者と共に、約半年にわたってこの企画を進めてきた。ようやく脚本の準備稿が固まったので、Tは、これを基に主要な出演者を内定し、監督や主要なスタッフと共に製作の準備作業に入った。このような段階において、Y社から次の契約書案がX社に送付されてきた。問3～問5に答えなさい。

原作使用許諾契約書（案）

株式会社Y社（以下「甲」という）と株式会社X社（以下「乙」という）は、知財太郎（以下「丙」という）が創作した小説「秀才」（以下「本件小説」という）を原作として、乙が映画を製作することに関し、次の通り契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（表明保証）

- 1 甲は乙に対し、本件小説の著作権に関し、その著作権者である丙との間で締結した契約に基づき、丙より管理委託を受けており、第三者に対して本件小説の使用を許諾する権限を有する丙の適法な代理人であることを表明し、保証する。
- 2 甲は乙に対し、本件小説が第三者の著作権その他一切の知的財産権を侵害するものではないことを表明し、保証する。
- 3 甲は乙に対し、本契約の締結日より前に、如何なる第三者とも本件小説の映画化に関する契約を締結していないことを表明し、保証する。
- 4 乙は甲に対し、次条第1項に規定する本映画の製作にあたり、丙の著作権及び著作者人格権を侵害しないことを表明し、保証する。
- 5 乙は甲に対し、乙が次条第1項に規定する製作委員会を代表して本契約を締結する権限を有し、本契約の規定に従って、自ら又は同項の製作委員会をして、同項の本映画を利用することを表明し、保証する。

第2条（使用の許諾）

- 1 甲は乙に対し、本件小説を使用して下記の劇場用映画1本（以下「本映画」という）を製作し、その著作権存続期間中、これを日本国内外の劇場及び非劇場において配給し、上映すること（以下「一次利用」という）を許諾する。

記

題号：「秀才」（仮題）

原作：知財太郎（丙）

脚本：坂井鉄也（以下「脚本家」という）

監督：狭間賢治（以下「監督」という）

製作：映画「秀才」製作委員会（以下「製作委員会」という）

出演：広野昌蔵、久能正和、福田昭一ほか

（次ページに続く）

【第 25 回 1 級（コンテンツ専門業務）実技試験】

公開時期：201×年春頃（予定）

以上

2 甲は乙に対し、本映画の著作権存続期間中、製作委員会及びその指定する者（以下併せて「製作委員会等」という）が、本映画について、テレビ放送、ビデオグラム化、業務用利用、自動公衆送信、商品化、海外販売その他の二次利用をすること（以下「二次利用」という）を許諾する。なお、二次利用の範囲の詳細は、別紙に定める通りとする。

第3条（原作使用料及び二次使用料）

1 一次利用の対価（以下「原作使用料」という）は、金2,000,000円（消費税等別途）とし、乙は、これを本契約の締結日から2週間以内に甲の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

2 二次利用の対価（以下「二次使用料」という）及びその支払方法等は、別紙に定める通りとする。

3 乙が第1項の支払期日までに原作使用料の支払を完了しないときは、本契約は当然に終了するものとする。

4 乙が甲に支払った原作使用料及び二次使用料は、甲の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合を除き、乙に一切返還されないものとする。

第4条（製作の開始）

1 乙は、本映画の脚本の決定稿を、本契約の締結後、直ちに甲に2部提出し、甲の確認及び書面による承認を得たうえで、本映画の製作を開始するものとする。

2 甲は、前項の規定による決定稿の確認にあたり、合理的な事由がある場合は、当該決定稿の修正を求めることができるものとし、乙は、これに応じるものとする。

3 乙は、第1項に規定する甲の承認を得られないときは、本映画の製作を開始することができない。

4 本契約の締結日から6カ月が経過する日までに乙が第1項の承認を得られないときは、本契約は自動的に終了するものとする。この場合、前条第1項の規定により乙が甲に支払った原作使用料は、乙に返還されないものとする。

第5条（氏名等の表示）

乙は、本映画の一次利用及び二次利用にあたり、自ら又は製作委員会等をして、本件小説の著作者たる丙の氏名「知財太郎」及び本件小説の題号「秀才」（Y社刊）を、それぞれ本映画の原作者及び原作として、脚本家、監督等と同様の態様で表示するものとする。

第6条（同一性保持）

1 乙は、本映画の製作にあたっては、丙の創作意図及びイメージを尊重し、本件小説の内容、表現又は題号等にみだりに変更を加えてはならない。ただし、第4条第1項に規定する甲の承認を得た場合は、この限りでない。

2 本映画が本件小説のイメージ又は丙の著作者人格権を著しく損なうと認められるときは、甲又は丙は、本映画の改変を申し立てる、又は本映画の利用を差し止める権利を有する。

（次ページに続く）

【第 25 回 1 級（コンテンツ専門業務）実技試験】

第 7 条（広告宣伝等）

1 甲は乙に対し、本映画を広告し又は宣伝する目的に限り、本件小説を使用して本映画の予告編その他の宣伝材料を製作し、これを製作委員会等が使用することを無償で許諾する。ただし、乙は、その使用の態様について、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

2 乙は甲に対し、本件小説を広告し又は宣伝する目的に限り、本映画のスティール写真又は映像の一部を、本件小説の表紙、カバー若しくは帯又は宣伝物若しくは広告用媒体に使用することを無償で許諾する。ただし、甲は、その利用の態様について、あらかじめ乙の承諾を得なければならない。

第 8 条（譲渡禁止特約）（略）

第 9 条（守秘義務）

甲及び乙は、本契約の内容及び本契約に関連付随して知り得た相手方の営業上、管理上の秘密につき厳に秘密を守るものとし、相手方の事前の書面による承諾なくして、これを本契約の履行目的以外に利用し、又は第三者（丙及び製作委員会等を除く）に開示し若しくは漏えいしてはならない。

第 10 条（反社会的勢力の排除）（略）

第 11 条（契約解除）（略）

第 12 条（有効期間）

1 本契約の有効期間は、本契約の締結日から本映画の著作権存続期間が満了する日までとする。

2 本契約が事由の如何を問わず終了した後も、第 3 条第 4 項、第 4 条第 4 項後段、第 9 条、第 14 条及び第 15 条の規定は、引き続き効力を有するものとする。

第 13 条（権利の保全）（略）

第 14 条（準拠法）

本契約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとする。

第 15 条（信義則及び合意管轄）（略）

（以上、全 15 条）

（以下略）

（別紙略）

【第 25 回 1 級（コンテンツ専門業務）実技試験】

問 3

この契約書案に関する X 社のプロデューサー 丁と法務部の部員 戊の会話（1）～（3）について、（イ）内在する課題（問題点）があるかないか、（ロ）その理由を検討しなさい。

- （1） 丁 「本契約を締結する場合、契約書にはいくらの印紙を貼付する必要がありますか。」
戊 「無体財産権の許諾に関する契約ですので、1号文書に該当し、記載されている原作使用料の金額からすると、2千円の印紙を貼付する必要があります。」
- （2） 丁 「本契約の本文にも別紙にも、どこにも原作使用料や二次使用料の振込手数料に関する取決めがありませんが、Y社が口座振込を指定するのですから、原則として、Y社が振込手数料を負担するというだけでいいですか。」
戊 「はい、Y社から発行された請求書において、振込人の負担とする旨の指定がある場合を除き、原則として、振込手数料はY社の負担となります。」
- （3） 丁 「本映画の題号に副題を添えたいと考えています。特に問題はありますか。」
戊 「はい。副題を添える程度でしたら、本件小説のイメージや知財太郎の著作者人格権を著しく損なうとは認められませんので、わが社が任意に行っても問題はありません。」

【第 25 回 1 級（コンテンツ専門業務）実技試験】

問 4

この契約書案に関する X 社のプロデューサー 丁と法務部の部員 戊の会話（1）～（3）について、（イ）内在する課題（問題点）があるかないか、（ロ）その理由を検討しなさい。

- （1） 丁 「聞くとところによると、同業他社である Z 社も、本件小説の映画化を企画検討しているそうです。Z 社よりも先にわが社が Y 社と本契約を締結すれば、Z 社による映画化を阻止することは可能ですか。」
- 戊 「はい、本契約を Z 社よりも先に締結することができれば、Z 社による映画化について Y 社に異議を申し立てることができます。」
- （2） 丁 「出演者のスケジュール上の都合もあり、できるだけ早くクランクインしたいと思います。共に映画化の企画を進めてきた Y 社の編集担当者も、この準備稿の内容であれば問題がないといっていますし、Y 社内の検討会議でも映画化の承認が得られたと聞いています。事実上、Y 社の確認と承認を得たものとして、映画の製作を開始してもよいですか。」
- 戊 「はい、契約書は未締結ですが、Y 社からこのような内容の契約書案も送られてきていて、映画化自体については口頭での合意が成立していますので、すぐに本映画の製作を開始しても問題はないでしょう。」
- （3） 丁 「知財太郎と Y 社との関係が悪化し、本件小説の著作権に関する管理委託契約が終了した場合、わが社が Y 社と締結する本契約も失効してしまい、将来の二次利用に支障が生じるおそれはないですか。」
- 戊 「本件小説の著作権に関する知財太郎と Y 社との間の管理委託契約が終了した場合でも、本契約が当然に失効するとは言いきれませんが、仮に失効したとしても、日本においては、日本映画製作者連盟と日本文藝家協会との取決めに基づく二次使用料を知財太郎に支払うことで、その後も本映画の二次利用を継続することができます。」

【第 25 回 1 級（コンテンツ専門業務）実技試験】

問 5

この契約書案に関する X 社の法務部の部長 己 と部員 戊 の会話（1）～（3）について、（イ）内在する課題（問題点）があるかないか、（ロ）その理由を検討しなさい。

- （1） 己 「今後の本映画の利用を考えると、第 6 条第 2 項の規定は、削除したほうがよいのではないですか。」
- 戊 「第 6 条第 2 項の規定を削除したとしても、知財太郎は、本映画の同一性保持権の侵害を理由に差止めを請求することができます。」
- （2） 己 「Y 社は、本映画の公開に合わせて、本件小説を積極的に宣伝していくつもりなのですが、第 7 条第 2 項で想定されているような宣伝の方法を無償で許諾することに、特に問題はないですか。」
- 戊 「例えば、本件小説の帯に出演者のスチール写真を使用する場合、この出演者に対して権利処理が必要になってくるケースが想定されますので、甲乙どちらの責任と費用負担で権利処理するのか、この契約書案に加筆しておくべきです。」
- （3） 己 「本件小説には、実は、公的な立場にはないのだけれどもモデルとなる実在の人物がいて、本件小説は彼の私生活をフィクション風に構成したもののようです。本映画の利用について、将来その実在の人物から異議を申し立てられるおそれはないですか。」
- 戊 「既に本件小説は公に出版されていますし、この契約書案の内容であれば、万一異議を申し立てられたとしても、わが社が矢面に立つことはありません。」

【1級実技(筆記試験)】

番号 正解

Part I

- 問1 (1) 内在する課題(問題点)が「ある」
(2) 内在する課題(問題点)が「ない」
(3) 内在する課題(問題点)が「ある」
- 問2 (1) 内在する課題(問題点)が「ない」
(2) 内在する課題(問題点)が「ある」
(3) 内在する課題(問題点)が「ある」

Part II

- 問3 (1) 内在する課題(問題点)が「ある」
(2) 内在する課題(問題点)が「ある」
(3) 内在する課題(問題点)が「ある」
- 問4 (1) 内在する課題(問題点)が「ある」
(2) 内在する課題(問題点)が「ある」
(3) 内在する課題(問題点)が「ある」
- 問5 (1) 内在する課題(問題点)が「ある」
(2) 内在する課題(問題点)が「ない」
(3) 内在する課題(問題点)が「ある」